

社会福祉法人白石市社会福祉協議会指定訪問介護事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人白石市社会福祉協議会が開設する指定訪問介護事業所（以下「事業所」という。）が行う訪問介護事業及び介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者又は総合事業にあっては事業対象者に対し、適正な訪問介護事業及び総合事業のサービスを提供することを目的とする。

(訪問介護事業の運営の方針)

第2条 訪問介護事業の基本方針として、訪問介護員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業所、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(総合事業の運営の方針)

第3条 総合事業の基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 総合事業の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モリタリング結果を指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 総合事業のサービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 社会福祉法人白石市社会福祉協議会指定訪問介護事業所
- ② 所在地 白石市福岡藏本字茶園62-1（白石市総合福祉センター内）

(職員の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者		1名		
サービス提供責任者	介護福祉士	1名以上		
訪問介護員	介護福祉士 ヘルパー2級等	2名以上 1名以上	3名以上	
事務職員		1名		

- ① 管理者は、事業所の従事者及び業務の管理を一元的に行うとともに従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- ② サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ア 訪問介護計画（介護予防訪問介護計画）又は訪問型サービス計画書の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- イ 利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者・地域包括支援センター等との連携に関すること。
- ウ 訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- エ 訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

③ 訪問介護員等は、訪問介護、介護予防訪問介護、訪問型サービスの提供に当たる。

④ 事務職員は、事業の実施に当たって必要な事務を行う。

（窓口対応時間及びサービス提供時間）

第6条 事業所の窓口対応時間及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- ① 窓口対応時間 午前8時30分から午後5時15分（月曜日から金曜日、ただし、国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）を除きます。）。
- ② サービス提供時間 午前6時から午後8時30分（年中無休）。
- ③ 電話等により、常時連絡が可能な体制とする。

（事業の内容及び利用料等）

第7条 訪問介護事業の内容は次のとおりとし、訪問介護サービスを提供了の場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- ① 身体介護
- ② 生活援助

2 総合事業の内容は次のとおりとし、その提供した場合の利用料の額は、保険者である市町村が定める額（月単位）とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- ① 訪問型サービス事業（I） 1週に1回
- ② 訪問型サービス事業（II） 1週に2回
- ③ 訪問型サービス事業（III） 1週に2回を超えた場合

3 第12条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、徴収しない。

（緊急時等における対応方法）

第8条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は医療機関に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置するものとする。

- ① 虐待防止の委員会を開催し、虐待防止責任者を置く
- ② 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- ③ 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- ④ その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用

者を発見した場合は、速やかに、これを市区町村に通報するものとする。

(身体拘束に関する事項)

第10条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行わないものとする。

2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(業務継続計画に関する事項)

第11条 業務継続計画（BCP）の策定等にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、白石市の区域とする。

(その他運営についての留意事項)

第13条 事業所は、訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後2か月以内
- ② 継続研修 年1回

2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的に実施する。

3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人白石市社会福祉協議会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成24年5月1日から施行する。

この規程は、平成24年8月6日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年6月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月20日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

この規程は、令和5年2月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和7年4月1日から施行する。